

# 国立国会図書館における視覚障害者等へのサービス

—43—

国立国会図書館  
電子情報部副部長  
佐藤 毅彦

1. 国立国会図書館における視覚障害者等へのサービス
2. 資料のデジタル化と図書館送信
3. インターネット資料・オンライン資料の収集

# 1. 国立国会図書館における 視覚障害者等へのサービス

「視覚障害者等サービス実施計画」(平成23年7月策定)

(実施計画策定の経緯)

- 平成18年度「障害者の権利に関する条約」(国際連合総会採択)
- 平成21年度:著作権法改正(37条3項、31条2項)  
附帯決議(参議院文教科学委員会)

「国立国会図書館において電子化された資料については、情報提供施設として図書館が果たす役割の重要性に鑑み、読書に困難のある視覚障害者等への情報提供を含め、その有効な活用を図ること」

- 図書館団体による「図書館の障害者サービスにおける著作権 法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」(「ガイドライン」)策定(H22.2)

# 「ガイドライン」と「実施計画」

- 「ガイドライン」は、平成21年の著作権法改正を受け、図書館団体が関係権利者団体の理解の下に策定。
- このガイドラインでは、著作権法第37条3項の運用の指針とするため、①対象図書館、②利用対象者、③複製等の種類、④市販資料との関係等について規定。
- 「実施計画」との関係では、以下の条項が特に重要。
  - ②を視覚障害者に限定せず、発達障害、学習障害、「寝たきり」状態等まで拡張したうえで、「利用登録のための確認項目リスト」で図書館が確認して登録することとした(第4項及び第5項)。
  - ③を録音以外にも(拡大文字、テキストデータ、マルチメディアDAISYなど)幅広く認めた(第6項)。

# 「視覚障害者等サービス実施計画」 に基づくサービス①

- 計画期間：平成23年度から平成25年度
- サービス対象：「ガイドライン」に準拠。

ガイドライン第4項に規定する視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある方かつ、当館や他の図書館でガイドライン第5項に基づき利用者登録を行った方

# 「視覚障害者等サービス実施計画」 に基づくサービス②

## 従来のサービスの継続

- 点字資料、大活字資料等の館内提供サービス
- 学術文献録音DAISY資料の製作
- 学術文献録音テープ・DAISY資料の貸出

# 「視覚障害者等サービス実施計画」 に基づくサービス③

## 新たに開始したサービス

- 障害者向けページの新設(H23.10)  
<http://www.ndl.go.jp/jp/service/support.html>
- 国立国会図書館作成学術文献提供録音DAISY資料を「サピエ図書館」経由で提供(H23.10～)
- 国立国会図書館サーチによる、視覚障害者等用資料の統合検索(NDL-OPACの視覚障害者等用資料、「全国点字図書・録音図書総合目録」、「サピエ図書館」)(H24.1～)
- 学術文献録音資料、「サピエ図書館」掲載の点字データ、録音データの提供(館内)(H24.1～)
- 専用端末の提供(館内)(H24.1～)
- 当館ウェブサービスのアクセシビリティの推進

# 「視覚障害者等サービス実施計画」 に基づくサービス④

これから目指すサービス

- 国立国会図書館作成学術文献録音DAISY資料のデジタルアーカイブシステムによる配信
  - システム改修中。平成25年度に配信開始予定。
- 他の図書館等が作成する録音図書・点字図書デジタルデータの収集、保存及び提供
  - 契約に基づき実施。平成25年度に、試行配信を経て選択的収集及び配信開始予定。
- テキスト資料の製作及び配信
  - 国立国会図書館のデジタル化資料(画像データ)をテキスト化し、配信する。製作方針、システム化要件等を検討中。

## 2. 資料のデジタル化と図書館等への送信

### ①平成21年著作権法改正(31条2項)

保存のためのデジタル化

### ②大規模デジタル化の実施

平成21年度補正予算 約127億円

平成22年度補正予算 約10億円

### ③平成24年著作権法改正(31条3項)

図書館等への自動公衆送信

# 平成21年著作権法改正

- 「国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷又は汚損を避けるため、当該原本に代えて公衆の利用に供するための電磁的記録を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。」(著作権法第31条第2項の新設)
- 平成22年1月施行

## 資料のデジタル化状況

- 古典籍：9万冊
- 和図書：90万冊（1968年刊行まで）
- 和雑誌：112万冊（2000年刊行まで）
- 博士論文：14万冊（1991年～2000年受入分）
- 総所蔵数（デジタル化対象資料数）965万冊のうち概ね1/4をデジタル化済み
- 著作権処理を行った41万点はインターネットにより提供、それ以外は館内提供

# 平成24年著作権法改正

- 「国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等において公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。」(著作権法第31条第3項の新設)
- 平成25年1月施行

# 送信対象機関

- 著作権法第31条第1項の適用がある図書館等
  - 公共図書館
  - 大学図書館、高等専門学校
  - 防衛大学校・海上保安大学校等の図書館
  - 国公立美術館・博物館、議会図書室等
  - 国公立調査研究機関等
  - 文化庁長官指定：商工会議所、経団連、科学技術振興機構、国際交流基金等
- 登録制度を整備（閲覧、複写）

# 送信対象資料

- 「絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料」  
(著作権法第31条第1項第3号)  
=市場に流通在庫がなく、商業的に電子配信されていない等、一般的に図書館等において購入が困難な資料
- 資料種別：図書、雑誌、博士論文  
→在庫情報DBを活用し送信対象資料を選定

# 利用方法

図書館間貸出と同様の手続を想定

- 閲覧: 送信先機関の端末で閲覧
- 複写: 紙へのプリントアウトのみ

# 今後の見通し

- 平成25年1月  
改正著作権法施行
- 平成25年度  
システム改修、送信対象資料選定
- 平成26年1月  
サービス開始予定

# 「公共図書館等送信サービス」と視覚障害者

## 送信先機関での利用

- 画面の拡大表示、対面朗読、点字による複製、録音による複製等が可能
- 読み上げソフト等による利用は、画像データ形式であることから、技術的に困難

# デジタル化資料のテキスト化

- 平成22年度のテキスト化実証実験  
OCRソフトウェアの性能、校正に要するコストが課題
  - OCRソフトウェアの高性能化
  - 校正の精度：質か量か
  - 共同校正、構造化
- 平成24・25年度：調査研究、テキスト資料の提供方針・システム化要件検討、実証実験を予定

### 3. インターネット資料・オンライン資料の収集

(経緯)

- 平成12年10月:パッケージ系電子出版物の納本制度による収集開始
- 平成14年11月:WARP(インターネット資料収集保存事業)開始(許諾に基づく収集)
- 平成22年4月:インターネット資料(公的機関)の制度的収集開始
- 平成25年7月:オンライン資料(民間の電子書籍、電子雑誌等)の制度的収集開始(予定)  
(平成24年6月 国立国会図書館法改正)

# インターネット資料(公的機関)の収集

・インターネット資料とは、

国、地方公共団体、独立行政法人、国公立大学等のウェブサイト情報

• 収集頻度

(1) 国の機関

月に1回

(2) それ以外の機関

年4回

※東日本大震災対応(H23.3~)による高頻度収集あり。

# インターネット資料の利用提供方法①

- 館内での閲覧サービス
  - 国立国会図書館内(東京本館、関西館、国際子ども図書館)で閲覧サービスを提供。
- 館内での複写(プリントアウト)サービス
  - 発信者から許諾を得て、利用者の求めに応じてプリントアウトを提供
  - 電子データのダウンロードサービスは、原則として実施しない。
  - 印刷が技術的に制限されている資料は、複写提供しない
- 館外へのサービス
  - 発信者から許諾を得たものについて、インターネット経由の閲覧サービスを提供

# インターネット資料の利用提供方法②

## 二通りの方法で提供

(1)「インターネット資料収集保存事業(ウェブサイト別)」(<http://warp.da.ndl.go.jp/>)

(2)「インターネット資料(著作別)」  
(<http://dl.ndl.go.jp/#internet>)

ウェブサイトに掲載された白書、年鑑、報告書、広報誌、雑誌論文などを抽出して収録

# オンライン資料 (民間の電子書籍、電子雑誌)の収集

- オンライン資料とは、  
「インターネット等により出版(公開)される電子情報で、  
図書又は逐次刊行物に相当するもの」(電子書籍・電子雑誌等)
- 平成25年7月1日から、納本制度に準じ、国立国会図書館が民間のオンライン資料を収集する。当面、無料かつDRMのないものに限定して収集。

# オンライン資料の納入対象

- 納入義務対象は、私人がインターネット等で出版(公開)した電子書籍・電子雑誌等のうち、
  - (1) ISBN、ISSN、DOI等の特定のコードが付与されたもの
  - (2) PDF、PDF/A、EPUB、DAISY等の特定のフォーマットで作成されたもののいずれかであって、無料かつDRMがないもの。
- 具体例
  - 年鑑、要覧、機関誌、調査報告書、事業報告書、学術論文、紀要、技報、ニュースレター、小説、実用書、児童書等
- 同一資料がさまざまな頒布形態で同時に複数出版されている場合には、最良版(保存のための複製が容易である形式等)を納入。

# オンライン資料の利用提供方法

- 館内での閲覧サービス
  - 国立国会図書館内(東京本館、関西館、国際子ども図書館)で閲覧サービスを提供。
- 館内での複写(プリントアウト)サービス
  - 原則として、著作権法の範囲内で、複写サービスを提供。
  - 電子データのダウンロードサービスは、原則として実施しない。
  - 印刷が技術的に制限されている資料は、複写提供しない。
- 館外へのサービス
  - 登録利用者に対する遠隔複写サービスを実施。
  - 図書館等への送信、インターネット提供は、原則として行わない。
- 利用提供開始は、平成25年10月を予定。(ただし、複写サービスは準備が整い次第)

# 今後の見通し

- 平成25年7月～ 国立国会図書館法一部改正法及び関係規則類の施行。収集開始
- 平成25年10月～ 利用提供開始

# インターネット資料・オンライン資料の制度収集 と視覚障害者

## ● 館内利用

ー専用端末等で閲覧

## ● 館外からの利用

ーインターネット資料のうち許諾が得られたものは  
インターネットで提供

## (課題)

ー視覚障害者等が利用し易いインターネット資料へ  
ーオンライン資料の視覚障害者等への利用提供の  
在り方